別紙 4

大阪広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。 令和3年2月16日

> 大阪広域水道企業団議会 議長畑中

大阪広域水道企業団議会規則第 号

大阪広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団議会会議規則(平成23年大阪広域水道企業団議会 規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に 下線で示すように改正する。

改正後

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件を全て議了し たときは、会期中でも議会の議決で閉会 することができる。

(議場の出入口閉鎖)

第26条 投票による選挙を行うときは、議 長は、第24条の規定による宣告の後、職 員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席 議員数を報告する。

(開票及び投票の効力)

第30条 (略)

- 2 (略)
- 3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて 議長が決定する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、会議におい て提出者の説明を聴き、議員の質疑を行 う。

 $2 \sim 4$ (略)

(発言の許可等)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た 後、登壇してしなければならない。ただ し、発言が簡単な場合その他特に議長が 許可したときは、議席で発言することが できる。

改正前

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了 したときは、会期中でも議会の議決で閉 会することができる。

(議場の出入口閉鎖)

第26条 投票による選挙を行うときは、議 長は、第24条の規定による宣告の後、職 員をして議場の出入り口を閉鎖させ、出 席議員数を報告する。

(開票及び投票の効力)

第30条 (略)

- (略)
- 3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて 議長が決定する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、会議におい て提出者の説明を聞き、議員の質疑を行 う。

 $2 \sim 4$ (略)

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た 後、登壇してしなければならない。ただ し、発言が簡単な場合その他特に議長が 許可したときは、議席で発言することが できる。

(発言の通告等)

第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者が全て発言を終わった場合は、この限りでない。

 $2 \sim 5$ (略)

(発言内容の制限)

第54条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 · 3 (略)

(一般質問)

第61条 (略)

- 2 質問者は、前項の規定による質問の方法として、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式のいずれかを選択するものとする。
- 3 質問者は、議長の定めた期間内に、議 長に<u>質問の方法及び</u>要旨を文書で通告し なければならない。

(準用規定)

第63条 質問については、第55条及び第59 条の規定を準用する。<u>ただし、質問の方</u> 法として一問一答方式を選択した場合に おいては、第55条の規定は、準用しな い。

(表決の順序)

第74条 (略)

2 (略)

3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案 について表決をとる。

(委員外議員の発言)

(発言の通告等)

第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者がすべて発言を終わった場合は、この限りでない。

 $2 \sim 5$ (略)

(発言内容の制限)

第54条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものと し、議題外にわたり、又はその範囲を超 えてはならない。

2 · 3 (略)

(一般質問)

第61条 (略)

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議 長に<u>その</u>要旨を文書で通告しなければな らない。

(準用規定)

第63条 質問については、第55条及び第59 第63条 質問については、第55条及び第59 条の規定を準用する。<u>ただし、質問の方</u> 条の規定を準用する。

(表決の順序)

第74条 (略)

2 (略)

3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原 案について表決をとる。

(委員外議員の発言)

- 第82条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、 委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を<u>聴く</u>ことができる。委員でない議員から発言の申出があったときも、また同様とする。
- 第82条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を<u>聞く</u>ことができる。委員でない議員から発言の申出があったときも、また同様とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。